

(参考)

国土交通省防災会議について

1. 目的

国土交通省の所掌する防災に関する業務を的確かつ円滑に実施すること

2. 事務

(1) 国土交通省防災業務計画の審議及び実施に関すること。

(2) その他、防災に関する重要事項の審議に関すること。

3. 構成員

会 長 大臣

会長代行 副大臣、大臣政務官

副 会 長 事務次官、技監、国土交通審議官

委 員 官房長、大臣官房総括審議官、大臣官房技術総括審議官、大臣官房技術審議官、大臣官房官庁営繕部長、総合政策局長、国土計画局長、土地・水資源局長、都市・地域整備局長、河川局長、道路局長、住宅局長、鉄道局長、自動車交通局長、海事局長、港湾局長、航空局長、北海道局長、政策統括官、国土地理院長、気象庁長官、海上保安庁長官

((参照条文))

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
(平成十四年七月二十六日法律第九十二号)

(推進計画)

第六条 第三条第一項の規定による推進地域の指定があったときは、災害対策基本法第二条第三号に規定する指定行政機関の長(指定行政機関が内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第二項の委員会又は災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機関若しくは同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては当該指定行政機関をいい、指定行政機関の長から事務の委任があった場合にあっては当該事務については当該委任を受けた同条第四号に規定する指定地方行政機関の長をいう。)及び同条第五号に規定する指定公共機関(指定公共機関から委任された業務については、当該委任を受けた同条第六号に規定する指定地方公共機関)は同条第九号に規定する防災業務計画において、同法第二十一条に規定する地方防災会議等(市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長)は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、次の事項を定めなければならない。

- 一 避難地、避難路、消防用施設その他東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めるものの整備に関する事項
- 二 東南海・南海地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、東南海・南海地震に係る防災訓練に関する事項その他東南海・南海地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるもの

2 推進計画は、基本計画を基本とするものとする。